

## 一般財団法人神奈川県建築安全協会 住宅性能証明業務約款

住宅性能証明申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「乙」という。）は、「租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準」（平成27年国土交通省告示第486号による改正後の平成24年国土交通省告示第389号）及び「租税特別措置法施行規則第23条の5の2第6項第1号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類」（平成27年国土交通省告示第487号による改正後の平成24年国土交通省告示第390号）並びに「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る平成27年度税制改正について」（平成27年4月1日国住政第123号国土交通省住宅局住宅企画官通知）を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする業務（以下「性能証明業務」という。）を誠実に履行する。

### （甲の責務）

- 第1条 甲は、住宅性能証明に係る書類審査を受けようとする場合は、業務規程に従い、審査図書を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、証明住宅の計画等に関する審査図書の内容を変更しようとする場合は、業務規程に従い、必要な図書を乙に提出しなければならない。
- 3 乙が審査図書のみでは的確な性能証明業務を行うことが困難であると判断して追加書類の提出又は審査図書の補正を請求した場合は、甲は、双方合意のうえ定めた期日までに遅滞なくかつ正確に必要な追加審査図書の提出又は審査図書の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 4 甲は、住宅性能証明に係る現場審査を受けようとする場合は、業務規程に従い、現場審査依頼書及び施工状況報告書を乙に提出しなければならない。
- 5 乙が施工内容の修正又は施工内容変更報告書を求めた場合は、甲は、双方合意のうえ定めた期日までに遅滞なく正確に施工内容の修正、又は施工内容変更報告書の提出その他必要な措置をとらなくてはならない。
- 6 甲は、一般財団法人神奈川県建築安全協会住宅性能証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され引受承諾書に記載した額の手数料を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

### （乙の責務）

- 第2条 乙は、租税特別措置法、国土交通省の関係告示及び通知等によるほか業務規程に

従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に評価業務を行わなければならない。

#### (業務期日)

- 第3条 乙の業務規程第12条の書類審査に係る業務期日は、引受承諾書に定める引受日から21日を経過する日までとする。ただし、第1条第2項の規定により乙が甲に対して追加書類の提出又は審査図書の補正を請求した場合は、この対応にかかった期日の日数分を業務期日に加算するものとする。
- 2 乙の業務規程第16条の住宅性能証明書の交付等に係る業務期日は、同条第1項の住宅性能証明書交付申請書又は同条第3項の再交付申請書受理後10日を経過する日までとする。
- 3 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠ったとき、天災その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了できない場合には、甲に対しその理由を明示のうえ、業務期日を延期することができる。
- 4 甲が、乙にその理由を明示した書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
- 5 第3項及び第4項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

#### (契約の締結・手数料の支払期日)

- 第4条 甲は、乙から引受承諾書を交付された場合は、この約款に基づき契約（以下「本契約」という。）を締結したものとし、協会が認める場合を除き、引受承諾書交付時を支払期日とする。
- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

#### (手数料の支払方法)

- 第5条 甲は、手数料規程に基づく手数料を、前条の支払期日までに窓口において現金で納入、又は乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

#### (住宅性能証明適合通知交付前の変更)

- 第6条 甲は、住宅性能証明書交付申請までに、甲の都合により証明住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに、双方合意のうえ定めた期日までに、乙に変更審査図書を提出しなければならない。
- 2 乙が、変更が大幅なものと認める場合にあっては、甲は、当初の書類審査依頼を取り下げ、別件として改めて依頼しなければならない。
- 3 前項の場合においては、乙は性能証明業務を中止し、審査図書のうち副本を甲に返却

するものとする。

- 4 第2項に規定する書類審査依頼の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

#### (甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知して本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、性能証明業務を第3条第1項及び第2項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
- (2) 乙が本契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって書類審査依頼及び現場審査依頼を取り下げる旨を通知して本契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、乙に手数料の返還を請求することができ、また、甲は、生じた損害の賠償を乙に請求することができるものとする。

4 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しないものとし、また、乙は、生じた損害の賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知することにより本契約を解除することができる。

- (1) 甲が本契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日までに書類審査適合通知書又は住宅性能証明書を交付できないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しないものとし、また、乙は、生じた損害の賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の免責)

第9条 乙は、性能証明業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、性能証明業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出した審査図書に虚偽があることその他の事由により、適切な性能証明

業務を行うことができなかつた場合においては、性能証明業務の結果について責任を負わない。

**(所管行政庁等への説明)**

第10条 乙は、国土交通省等の所管行政庁等から説明を求められた場合には、性能証明業務の内容について、所管行政庁等に説明することができるものとする。

**(秘密保持)**

第 11 条 乙は、本契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 所管行政庁等から報告を求められた場合
- (2) 既に公知の情報である場合
- (3) 甲が秘密情報でない旨書面で確認した場合

**(別途協議)**

第 12 条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

**(附則)**

この約款は平成 24 年 8 月 1 日より施行する。

この約款は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この約款は平成 27 年 4 月 30 日より施行する。